

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p><b>7-43 補助座席定員</b> 7-42-1-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上でなければならない。(保安基準第22条の2関係、細目告示第29条関係、細目告示第107条関係)</p>	<p><b>8-43 補助座席定員</b> [審査事項なし]</p>